

令和 年 月 日

保護者 様

新潟県立高田南城高等学校長
諸 橋 孝 二

出席停止について（通知）

学校保健安全法第19条に基づき、お子さんの病気は他の生徒に感染する恐れのある期間は登校できないことになっておりますのでお知らせします。

1 出席停止の基準 (学校保健安全法施行規則第19条による)

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症	()

2 出席停止の基準は上記のとおりですが、登校については主治医に相談の上、登校するようにしてください。出席停止期間は欠席となりません。

3 登校するときは必ず下記の証明書を学校へ提出してください。

登 校 許 可 証 明 書

年次 氏名

病名 ()

上記の生徒は、他の生徒に感染の恐れがないことを証明します。

出席停止を必要とした期間 (月 日 から 月 日)

令和 年 月 日

医療機関、医師名

印